

『早稲田教育叢書』刊行要領

■ 目的

早稲田大学教育総合研究所（以下「研究所」と呼ぶ）がその社会的役割を果たすべく、研究所またはその構成員の研究成果を公表することを、刊行の目的とする。

■ 内容

次の項目のうちいずれかに該当するものとする。

(ア) 研究所の課題、公募研究の成果

(イ) 研究所兼任研究所員の独自の研究成果

いずれの場合も、政治的・宗教的中立性および人権への配慮を欠いてはならない。なお、応募者多数の際は、(ア)が優先される場合がある。

■ 水準

次の項目のうちいずれかに寄与するものとする。

(ア) 専門研究者の研究活動

(イ) 学校教育にたずさわる教育者の研鑽

(ウ) 大学院生または学部学生の専門領域における学習

(エ) 専門的知見による社会の啓蒙

いずれの場合も、その内容について、研究所にふさわしい水準であること

■ 量 完成 A5 版（図版を含む）150～200 ページ（厳守）。原稿は 400 字詰め 300 枚程度。

叢書 1 冊につき図版と写真を合わせた上限数は 30 点以内。

申請者自身が申請前に図版を含む完成時のページ数をチェックすること。

ページ数が上限を超える場合は、申請を受理しない。

■ 初版 800 部

■ 執筆資格

(ア) 編著者は研究所兼任研究所員とする。

(イ) 著者は次のいずれかに該当する者とする。

A. 兼任研究所員

B. 特別研究所員

C. 研究協力員

D. その他管理委員会が適切と認めたもの

著者の 3 分の 2 程度以上は研究所の兼任研究所員、特別研究所員または本学の助手の身分を有する研究協力員とする。

なお、終了した研究部会の成果を刊行する場合には、この要件を満たしているか否かは、終了時点の身分をもって判断する。

■ 献本

無償献本は 30 冊とする。

■ 刊行申請

応募申込期限までに、所定の申込書を教育総合研究所のメールアドレスまでメール添付で提出。

原稿提出期限までに、下記の①②を教育総合研究所まで提出し、③を教育総合研究所メールアドレスまでメール添付で提出。

①研究所所定の申請書

②紙面打ち出し完全原稿 3 部

③原稿の電子ファイル

■ 刊行申請審査

刊行申請は、運営委員会（編集部会）が原稿内容に応じて指名する当該申請分野の研究者（複数）に審査を依頼し、その結果及び過去の補助状況を参考に、運営委員会（編集部会）で採否を決定する。

■ 表示義務

出版物には、研究所からこの出版補助を受けた旨を表示しなければならない。

■ 留意事項

採用原稿の執筆者校正は再校までとし、校正時の原稿内容の改訂は認めない。

(2019 年 1 月 26 日 管理委員会決定)
(2007 年 10 月 25 日 管理委員会改定)

(2009年4月23日 管理委員会改定)
(2012年10月11日 管理委員会改定)
(2019年5月16日 管理委員会改定)
(2020年5月14日 管理委員会改定)
(2020年11月12日 管理委員会改定)
(2023年7月27日 管理委員会改定)
(2025年4月7日 管理委員会改定)
(2026年1月22日 管理委員会改定)